

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

1 趣旨

本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月30日付け財第91号。以下、「兼務に関する取扱い」という。）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

2 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事は、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、兼務できる工事とは当初請負金額（税込）が4,500万円（建築一式の場合9,000万円）未満の場合に限るため注意すること。

また、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 工事場所が市内又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

3 兼務の条件

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し、それぞれの発注者に提出すること。

(2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。